

<この日本語訳は公式のものではなく、気候変動枠組条約の公定訳等を参考に作成したものである>

国連気候変動枠組み条約 d

配布先：一般

FCCC/SB/1999/INF.2

1999年5月19日

英文のみ

科学上及び技術上の助言に関する補助機関 第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

議題案：項目12

実施に関する補助機関 第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

暫定議題：項目9

京都議定書第6条、12条、17条に基づくメカニズム
原則、方法、規則、指針に関する締約国の提案の統合書

議長のノート

(覚え書き)

目次

パート1

	ページ	頁
I. 序論	1-6	3
A. マンデート	1-2	3
B. 注釈の範囲	3-4	3
C. SBSTAおよびSBIの行動予定	5-6	3
II. 京都議定書第6条に基づく規定案	7-236	4
A. 目標、原則、目的	7-81	4
B. COP/MOPの役割	82-85	14
C. 締約国	86-103	15
D. 法人	104-109	17
E. 運営組織	110-116	18

F. 開始日	117	18
G. 事業の適格性	118-134	18
H. 吸収	135	21
I. 技術移転	136	21
J. 事業のモニタリング	137-139	21
K. 排出削減単位（ E R U ）の定義	140-158	22
L. 達成削減量の検証	159-171	24
M. 排出削減量の認証	172-177	26
N. 登録簿	178-188	26
O. 国際的報告	189	28
P. A I Jパイロットフェーズとの関係	190-193	28
Q. 賦課金	194-201	29
R. 実施	202-203	30
S. 補完性	204-216	30
T. 履行に関する問題	217-229	32
U. 定期的見直し	230-233	34
V. 能力開発	234-236	34

パート 2⁽¹⁾

京都議定書第12条に基づくクリーン開発メカニズムに関する規定案

パート 3^{*}

京都議定書第17条に基づく排出量取引に関する規定案

パート 4^{*}

用語集

(1)パート2、パート3、パート4はそれぞれFCCC/SB/1999/INF.2/Add.1、FCCC/SB/1999/INF.2/Add.2、FCCC/SB/1999/INF.2/Add.3に示されている。

I. 序 論

(指令)

A. マンデート

1. 締約国会議は、第4回会合(COP4)において、決議7/CP.4により、第6回会合で決議するために京都議定書第6条、12条、17条に基づくメカニズムに関する作業計画を採択した。

2. この作業計画の要素の一つは、事務局が補佐する補助機関[subsidary bodies]の各議長に対して、締約国からの提出文書に基づき、また、京都議定書に関連したメカニズムその他の問題に関する規定間の関係を念頭におき、第10回会合における補助機関による最初の検討に資するための決議7/CP.4のパラグラフ1に定められた問題に関する締約国からの提案の統合書[synthesis of proposals]を作成するよう要請することにある。

(覚え書き)

B. ノートの範囲

3. 本ノートは上記マンデートに対応するためのものであり、そのために決議7/CP.4のパラグラフ2に従って締約国が提出した京都議定書第6条、12条、17条に基づくメカニズムに対するすべての提案が枠組み文書として編集されている。そのような提案は文書FCCC/SB/1999/MISC.3 およびAdd.1 に示されている(決議7/CP.4に定められた期限後に提出された提案は附属書の形で発行される予定である)。提案の出所はそれぞれの抜粋の末尾の括弧内に示されている。抜粋は締約国の名称(英語)のアルファベット順に示されている。それらはオリジナルの提出文書から抜粋され、編集のために必要な修正を除き、そのまま本ノート中に掲載している。英語以外の言語で書かれた提出文書は非公式に翻訳したのもである。

4. 本ノートは三つの主要なセクションに分けられ、各セクションは三つのメカニズムのそれぞれに割り当てられている。各セクションでは、締約国の提案に共

通に見いだされるヘッディングの下に抜粋を示している。各セクションにおいては、三つのメカニズムのそれぞれに関する原則、方法、規則、指針についてのオプションを示す最初の枠組みが定められている。

C. S B S T AおよびS B Iの行動予定

5. 締約国はオプションの範囲をしぼり、意見の一致点を特定し、さらなる検討および/または方法論に関する作業を必要とする問題を特定するためにヘッディング別に意見の交換を開始することが望ましい。

6. また、S B S T AおよびS B Iも補助機関の第11回会合およびC O P 5会議までに検討するための第2次統合提案書を作成するよう議長に要請することが望ましいが、そのような統合書の作成においては、第10回会合の討議を勘案し、1999年8月13日までに締約国が提出する追加の意見を統合書に盛り込むことが望ましい。

II. 京都議定書第6条⁽²⁾に基づく規定案

A. 目標、原則、目的

7. 小島嶼国連合(A O S I S)の考えでは、三つのメカニズムの設計はすべて以下の基本的設計原則を厳守して行われなければならない:

- (a) 科学的・法的確実性
- (b) 環境および費用効果性
- (c) 締約国間の衡平性 (A O S I S)

8. これらの原則は透明で、一般的に適用可能で、明確に記述された方法、規則、指針を反映していなければならない。そのような方法、規則、指針は参加者、執行機関、一般大衆にそれぞれのメカニズムの運営を理解せしめ、その運営に信頼を与えるものでなければならない。 (A O S I S)

⁽²⁾ 別段の記述がある場合を除き、条という場合、すべて京都議定書の条を指す。

9. 議定書メカニズムはすべて衡平性[equity]の原則を指針としなければならない(条約第3条1、京都議定書前文)、また、そのようなメカニズムは条約第4条4、4条8、4条9の趣旨に基づいて検討すべきである。衡平性[equity]はメカニズムによって創出された資金の配分および手続上の公正さの双方に反映されていなければならない。一般的に、方法、規則、指針は参加資格のあるすべての締約国がメカニズムが提供する機会を自由に利用できるように定められなければならない。(AOSIS)

10. しかし、純粋な市場原理に基づく手段によって取り残されることの多い締約国の参加を促進し、そのような締約国への投資を促進するために追加のインセンティブを設けなければならない。(AOSIS)

11. メカニズムの規則と指針の策定と適用における透明性[transparency]はこのメカニズムへのアクセスと衡平性[equity]を達成する上で不可欠である。メカニズムは参加者、執行機関、一般大衆が理解でき、信頼できるものでなければならない。(AOSIS)

12. AOSISの考えでは、すべての議定書メカニズムを効果的に運営するためには、これらの方法、規則、指針の策定、モニタリング、執行を行うための強力な制度と手続きが不可欠である。(AOSIS)

13. 必要に応じて、グローバル・レベル、地域レベル、国内レベルで新たな組織と既存組織の間で、また、特定の場合、公共部門と民間部門の間で制度的責任を分担しなければならない。このような分業は代表性、明確な権限、サブシディアリティ[subsidarity]などの原則に基づいて行われなければならない。(AOSIS)

14. AOSISは数量化された排出抑制および削減の約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を「意欲的」な約束とは考えていない。なぜなら、条約第2条の目標を達成するためには更に大きい排出削減の約束が必

要であることは疑いのないところだからである。 (A O S I S)

15. 議定書メカニズムによって一部の先進国には費用節減をもたらす可能性があるが、A O S I Sは附属書I締約国が第3条に基づく自国の義務の履行と、ほとんどテストの行われていないメカニズムの履行とを結びつけるいかなる試みも拒否する。附属書I締約国が費用効果的な国内対策によって議定書の附属書Bに定められた削減量よりも多く達成する大きな可能性をもっていることを明らかにしたI P C Cの結論を、A O S I Sは引き続き支持する。 (A O S I S)

16. どの諸国グループも、もはや議定書の即時批准を支持していないものの、A O S I Sは内容が適切でない議定書を急いで発効させることが有益か疑問を持っている。 (A O S I S)

17. 京都議定書に定められたメカニズムは、これらのメカニズムによって削減される排出量は費用効果的かつ環境上効果的に達成されるという二つの目標を持っている。これらのメカニズムは複雑な性質を有しているために、追加の国内的・地域的・国際的監視を行うと、それによって必然的にコストが生じる。締約国は費用効果性という名の下で誤った経済性を押しつける圧力に抗しなければならない。さらに、費用効果性のために透明性[transparency]と説明責任[accountability]を確保するための取引費用[transactional costs]を犠牲にすべきではない。 (A O S I S)

18. 第6条のメカニズムは、費用効果的に、発生源による人間活動による排出量の削減を促進することにより、または、温室効果ガスの吸収源による除去の強化を促進することにより、環境上の有効性の確保に貢献しなければならない。したがって、第6条のメカニズムの設計は単純かつ透明なものでなければならず、また、取引費用[transaction costs]を最小にするものでなければならない。

(オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国)

19. 気候変動枠組み条約とその議定書の目標達成については、柔軟性メカニズムがとりわけ有益である。したがって、共同実施（J I）、クリーン開発メカニズム（C D M）、排出量取引（T P）は別々に取り扱うべきではない。最終的成果の質は包括的かつ論理的方法に依存している。2000年にC D Mを開始することを義務づけているC O P 4の決議に鑑み、今後の声明では、特にC D Mを重視することになるだろう。しかし、一貫性と両立性[consistency and compatibility]のために、それらは、他の二つのメカニズムを定める際にも考慮されなければならない。

（ブルキナファソ）

20. 京都議定書の三つのメカニズムの間の「代替の可能性[fungibility]」という概念はまったく受け入れられない。

（中国）

21. 発展途上締約国、とりわけアフリカの発展途上締約国については、排出量の削減よりも排出量の回避[avoidance]に重点を置くべきである。第6条の目的のために、すべての締約国は温室効果ガスの人為的な排出量の削減を促進するために排出権を持つべきであり、また、非附属書I締約国が希望する場合、そのような国がメカニズムの範囲内で持続可能な開発を促進する権利を利用できるようにすべきである。したがって、附属書I締約国にとって、本条項の実施は第3条、5条、7条の履行が前提条件となることを再確認することが必要である。

（ガンビア）

22. 国連気候変動枠組み条約（U N F C C C）の京都議定書は第6条、12条、17条で様々なメカニズムを定めている。これらのメカニズムは、附属書B締約国が第3条に基づくそれぞれの温室効果ガスの数量化された排出抑制および削減の約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を達成するための一助として利用することができる。

（インド）

23. 現行プロセスの目標は不衡平性が定着しないようにすることにある。他方、不衡平性をなくすためには不衡平性を縮小しなければならない。このことを将来の討議の指針としなければならない。そのような討議によって第6条、12条、17条

の様々なメカニズムの性質・範囲が明らかとなる。 (インド)

24. 作業計画と討議では第6条、12条、17条に定められたメカニズムを比較しなければならない。メカニズム間の相違と類似性を明確にすべきである。そのような比較をすれば、メカニズムの基本的特徴の輪郭が明らかとなる。このために、1998年6月2日から12日迄ボンで開催される補助機関会合(補助機関の1998年6月の関連Misc.documents参照)においてG77+中国が提起・特定した問題を取り上げ、詳細な検討をしなければならない。 (インド)

25. 議定書は移転または交換のためのいかなる資産、商品、製品も生みだしていない。そのような想定をすべきではない。また、議定書はいかなる権利または権利の付与も生み出さない。メカニズム間の移転に関連するいかなる概念[concept related to inter-mechanisms conveyances]に関する規定も存在しない。 (インド)

26. 発展途上国における社会経済開発ならびに貧困撲滅計画を制約する可能性を持つような規則を認めるべきではない。 (インド)

27. 過去の排出量やインベントリーによって資格を付与したり恒久的な利益が得られるような権利を与えることはできない。 (インド)

28. メカニズムの設計は、条約の目的に沿って、絶対に排出量の長期的傾向の修正を受け入れるものであってはならない。達成されたGHG削減量は実値でかつ検証可能でなければならない。メカニズムは国内行動を補完[supplemental]するものでなければならない。補完性[supplementarity]を確保するための履行制度の重要性を強調すべきである。適正に定義されたプロセスによって履行に関する問題の詳細な検討を開始すべきである。 (インド)

29. ベースラインの決議や追加性[incrementality]などの方法論に関する問題があり、これらの問題は組織問題やその他の運営問題の前に検討する必要がある。

(インド)

30. 三つのメカニズムを一つのものと考えて、これらのメカニズムは衡平性[equity]、適切な科学的根拠、環境利益、コスト要素などの原則ならびに共通のブローカー[broker]原則を指針としなければならない。(モーリシャス)

31. 参加資格のある締約国は、各メカニズムがもたらす利益を容易に利用できなければならない。市場原理のみに基づく対策から取り残される締約国には、投資を魅力あるものとするための追加インセンティブを与えるべきである。(モーリシャス)

32. これらのメカニズムを設計・適用する場合は、透明性[transparency]が最も重要である。各メカニズムへの参加者は自己の参加の意味を理解できなければならない。規則と指針によって信頼性を高めなければならない。(モーリシャス)

33. クリーン開発メカニズム(CDM)の策定に明確な優先権を与えるべきであるが、我々の考えでは、いずれかのメカニズムが競争上不利になるという事態は生じないように、すべてのメカニズムは同一の方針にしたがって策定されるべきである。附属書B締約国による各メカニズムの利用は、自国の国内行動を補完[supplemental]するものでなければならない。(シエラレオネ)

34. 検証及び認証[verification and certification]のための規則及び手続きは、メカニズム間の互換性を確保するために、すべての柔軟性メカニズムについて同一でなければならない。(南アフリカ)

35. CDMで行われる検証[verification]、認証[certification]、監査[auditing]の方法は、他の柔軟性メカニズムにも利用できるように検討されるべきである。(南アフリカ)

36. 各ベースラインの決議は事業の認証における重要な側面であり、この問題の

困難性に鑑み、別々に扱うべきである。

(南アフリカ)

37. 関連性、特に互換性を確保すべきであり、そのために認証排出削減量 (C E R s)、排出削減単位 (E R U s)、C O₂相当[equivalent]などの単位は等価かつ互換的でなければならない。

(南アフリカ)

38. 監査[auditing]、検証[verification]、排出削減の数量化、コスト計算、取引、バンキングなどには整合性[consistency]がなければならない。互換性[exchangeability]を確保し、価値をゆがめない[no value distortion]ためには、C E R 及び E R U の取引や売却、バンキング、利用などに対して整合の取れたアプローチ[consistent approach]を確保することが必要である。換言すれば、同じ制度的取決めを適用すべきである。

(南アフリカ)

39. 関連原則の適用について。各メカニズムの詳細内容を決める際には以下の原則を考慮すべきである。それらは、衡平性[equity]、補償性[redress]、持続可能性、バランスの取れた地域活動、最も脆弱な発展途上国の重視、汚染者負担原則、代替の可能性[fungibility]、透明性[transparency]、説明責任[accountability]、整合性[consistency]などである。

(南アフリカ)

40. メカニズムの性質及び範囲について。各メカニズムは持続可能性を危うくすることなく、また、グローバルな衡平性[equity]を促進しながら、U N F C C C の全般的目的に資するものでなければならない。メカニズムはすべてU N F C C C の目的達成に貢献するものでなければならない。しかし、適切な行動を確保するために、複雑な関係を管理し、数量化する必要がある。特に各メカニズムのアウトプット(outputs)を管理するためには慎重な検討が必要である。第6条および第17条に基づいて開発されたC D M事業からのC E R sおよびE R U sの取得、取引、バンキング、利用などを追跡する手段を定める必要がある。既存の国際組織がこの作業を行うべきである。国際機関を増やすよりも既存組織がこの作業を行うことが望ましい。

(南アフリカ)

41. 衡平性[equity]および透明性[transparency]について。問題は衡平性[equity]だけではなく、補償性の問題も存在する。各メカニズムは地球資源の衡平な配分・消費を促進するものでなければならない。 (南アフリカ)

42. 事業の利益や事業の利用、非附属書 I 締約国間の衡平性[equity]を促進しなければならない。 (南アフリカ)

43. 議定書締約国会合としての役割を果たす締約国会議 (MOP / COP) は実施状況の審査においてこの問題に特別の注意を払うべきである。各メカニズムがグローバルな衡平性[equity]を危うくする可能性があることを認識すべきである。発展途上国が豊かな先進国に低コストの排出緩和方策を販売することは、将来の世代に高コストの方策を残すだけであり、それはグローバルな不衡正性をもたらすに過ぎない。したがって、指針及び手続きは、このような問題を回避する仕組みを盛り込む必要がある。 (南アフリカ)

44. 補完性[supplementarity]について。各メカニズムは国内行動を補完[supplemental]するものでなければならない。しかし、この補完性[supplementarity]の程度は各メカニズムに課された条件に依存している。発展途上国が長期間わたって利用するためにクレジット及び活動をバンキングすることができれば、各メカニズムの利用範囲を拡大することができる。それができない場合、利益の大部分は先進国に渡り、各メカニズムの利用は制約される。 (南アフリカ)

45. 気候変動への有効性について。気候変動に関する政府間パネル (IPCC) によると、現行の京都目標は悪影響を是正するには不十分であるとしている。同時に、注意すべきことは、各メカニズムは京都目標の達成に必要なだけでなく、将来のすべての排出削減計画にも必要であるということである。各メカニズムの創設により、将来の活動基盤が確立される。CDMによる気候変動への有効性を評価する場合、削減という用語は排出量の絶対的削減ではなく、排出量の増加の削減として定義すべきである。しかし事業は実質的、測定可能かつ長期的な利益 [real, measurable and long-term benefits] および有効性をもたらすものでな

ければならない。

(南アフリカ)

46. 制度的枠組みについて。各メカニズムはできるだけ効率的に運営されなければならない。この点で、各メカニズムは通常のビジネス慣行に基づいて運営され、適当な場合、個々の国に分散すべきである。C E R及びE R Uを取り扱うためにはある一貫した仕組みを確立する必要があるが、各メカニズムの管理のための制度的取決めは各国の希望を叶えるようにするために柔軟でなければならない。

(南アフリカ)

47. 能力開発について。これは各メカニズムを利用する場合の不可欠の要素であり、すべての発展途上国において衡平な能力開発を行うべきである。

(南アフリカ)

48. 適応について。気候変動は緩和策が功を奏するはるか前から悪影響をもたらす。したがって、適応方法を検討する際、以下の分野における各国の脆弱性を勘案すべきである。すなわち、食糧安全保障やエネルギー安全保障、災害に対する対応、水の安全保障、洪水防止、生物多様性、病気の蔓延、インフラの開発と強化、特に気候変動に伴う変化により強固に対応するためのインフラの重複性の整備などである。

(南アフリカ)

49. 履行について。京都議定書の履行期間中に達成すべきトン数を明示し、明確に定義された設定目標の履行程度を測定するための基準システムを使用する。履行の尺度は、この期間中の排出量から当該締約国が保有しているクレジット総数を減じたものである。したがって、目標を有する締約国はその領土において保有しているクレジットを追跡するシステム、すなわち、C E R及びE R Uの取引を追跡するなんらかの形の中央バンク[central bank]を設ける必要があることは明白である。不履行[non-compliance]に対するペナルティは第18条ではなく12条と17条に基づいて交渉する必要がある。

(南アフリカ)

50. 関連性について。以下について、すべてのメカニズムに対して同じ基準が適用されるべきである。すなわち、C E R及びE R Uに適用される測定単位（C O₂相当トン数）、削減量の検証及び認証[verification and certification]、グローバルな衡平性[equity]、排出削減目標に対する相殺量として使用される三つのメカニズムすべての合計パーセンテージなどである。 **（南アフリカ）**

51. C D Mが発展しても、当然国内削減量を第一かつ大多数とする原則が適用されるべきである。しかし、発展途上国に長期的利益がもたらされる場合には、この規定は適用されない。特に発展途上国のC E R及びE R Uのバンキング、取引、売却、利用の持続可能性及び非搾取性が保証されなければならない。 **（南アフリカ）**

52. 各メカニズムに対する条約第4条8および4条9ならびに / または京都議定書第2条3および3条14の不適用について。適用問題に対処する場合のC D Mの目的は、条約第4条8および4条9の対象となる条約の実施の影響に対するある国の脆弱性ではなく、気候変動の影響に対する当該国の脆弱性でなければならない。C D Mに関する適応においては、上記パラグラフ48に示された分野における脆弱性ならびに第2条3および3条14の条項を勘案しなければならない。議定書は全体として実施されなければならない。したがって、規則を策定する場合には、第2条3および3条14に言及することが適当である。 **（南アフリカ）**

53. 京都議定書の意欲的な環境目標が各メカニズムの利用可能性に依存していることについて。各メカニズムが京都議定書の目標と将来の目標に役立つ程度について明らかにするようI P C Cに要請すべきである。事実、各メカニズムが1990年レベルへの安定化に役立つのか、また、いつまでに安定化するのかということに関する意見は有益である。 **（南アフリカ）**

54. 批准 / 発効のために実行可能なメカニズムについて迅速に決議することの重要性について。議定書の実施に必要な規則及び手続きの策定に対して早期に大幅な進展が見られない場合、それぞれの国民が目標を履行するためにライフスタイ

ルの変更を検討しなければならない。世界の国々の間で議定書及び条約の信頼性が損なわれるであろう。とりわけ、適応事業の選択については、各メカニズムの実施が早ければ早いほどよい。したがって、緊急に各メカニズムの早期実施を決定し、定期的に見直すという合意を得た規則及び手続きを用いて、メカニズムを実施すべきである。

(南アフリカ)

55. 費用効果性の原則について。費用効果性の原則は歴史的かつ長期的に適用される場合にのみ支持される。各メカニズムの目標を最小コストによる排出削減の達成のみに置くべきではない。これは共同実施の主要な目的であるが、CDMの目的ではない。認識すべきことは、将来の世代に高コストの方策のつけが残される場合には、発展途上国は最小コストの方策というぜいたくは許されないということである。したがって、発展途上国における排出削減に関するクレジットが将来の利用において取得できるという何らかの仕組みが費用効果性という概念に伴っていないなければならない。

(南アフリカ)

56. 各メカニズムが履行を促進するための役割について。各メカニズムによって柔軟性が増大することは明白である。しかし、各メカニズムは低コストの方策であるとだけ考えるべきではなく、長期的には持続可能性と適応に役立たなければならない。各メカニズムを履行を達成する唯一の手段と考えるべきではない。国内的な行動も不可欠である。

(南アフリカ)

57. 附属書Bの締約国が第3条の約束を履行するために第6条、12条、17条を利用するか他の手段を利用するかを問わず、附属書Bの締約国として同じ扱いをされることについて。国内行動によって第3条の約束をどの程度履行すべきかという問題は柔軟に検討すべきである。そうすれば、約束の履行において利用可能なすべてのメカニズム(国内行動もその一つである)を最も効率的に利用できる。衡平性[equity]の問題もここで同様に検討する必要がある。しかし、様々なメカニズムに対する配分は柔軟に検討する必要がある。特に時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度やコスト構成によって新たなチャンスが生まれる。したがって、これらの配分を改訂する何らかの手段を定める必要がある。

これが達成されるのはクレジットの価値が同じ場合だけである。CDMの場合、適応のためのものをその価値の一部として組み込むことができるため、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値より下回ることはなくなる。

(南アフリカ)

58. コストを最小限にすることによって各メカニズムの環境利益を最大にすることについて。最低コストを確保しても、必ずしも環境利益がもたらされるとはかぎらない。多くの場合、非常に複雑な状況が存在するため、外部コストを含むライフサイクル・コストを考慮に入れると、状況は逆になる。各メカニズムによって柔軟性が高まることは明白である。しかし、メカニズムは低コストの方策であるとだけ考えるべきではなく、長期的には持続可能性と適応に役立つものでなければならない。同時に事業の取引費用[transaction costs]はできるだけ低く抑える必要がある。しかし、注意すべきことは、これはCDMにおける適応などの問題への収益[proceeds]の配分について言ってるのではないことである。既存の世界的な制度的インフラを最適に利用して、各メカニズムを管理するために新たな大規模な行政組織を設立することを抑制し、できるだけ取引費用[transaction costs]を低く抑える必要がある。

(南アフリカ)

59. 地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organization]内の個々の国に対して「国内行動への補完[supplemental]」に関する何らかの数量化を適用することについて。京都議定書の附属書Bに基づいて適用する。

(南アフリカ)

60. 補完性[supplementarity] (衡平な規準に基づき定量的及び定性的に定義された具体的シーリング) について。これは各メカニズムによって達成される排出削減量を指すものと解される。質を検討する場合、排出量はすべて地球温暖化係数(GWP)で換算されたCO₂として算定されるべきである。数量は限定されるべきではない。

(南アフリカ)

61. 関連性、とりわけ互換性について。CER、ERU、CO相当などの単位は

等価かつ互換的でなければならない。監査[auditing]、検証[verification]、排出量削減の数量化、コスト計算、取引、バンキングなどは整合性[consistency]を持つ必要がある。互換性[exchangeability]を確保し、価値をゆがめない[no value distortion]ようにするためには、C E R及びE R Uの取引、売却、バンキング、利用などに対して整合的にアプローチすることが必要である。そのような取引に対し新たな仕組みを作るべきではない。この目的のために国際商品取引所の役割を調査すべきである。 (南アフリカ)

62. 各メカニズムを利用するための前提条件（履行、第5条、7条、8条との関連）について。各メカニズムの利用が可能になるまでにベースラインを定める必要がある。 (南アフリカ)

63. 実施状況を測定するための基盤を設定しなければならない。規則によって、合意された方法に基づいて目標の履行を義務づけるべきである。インベントリーが定められ、目標が厳格に数量化されれば、最小限の制約をもって各メカニズムを適用すべきである。問題が発見された場合、C O P / M O Pは柔軟性と学習の精神でそのような問題に対処しなければならない。 (南アフリカ)

64. 第2条3および3条14について。これらの条項は重複を最小限にするために第6条、12条、17条の中で明示的に言及されてはいないが、メカニズムに関する計画を作成する際、これらの条項の規定を考慮すべきである。議定書は全体として実施されなければならない。したがって、規則を策定する場合には、第2条3および3条14に言及することが適当である。 (南アフリカ)

65. その他の履行関連の問題について。これらはすべてのメカニズムについて同じでなければならないが、これらの問題としては以下のものが含まれる。すなわち、排出削減の数量化、クレジットの有効期間、所有権、取引、バンキング、目標と対比したクレジットの利用などである。 (南アフリカ)

66. 京都議定書メカニズム（第6条 共同実施、第12条 C D M、第17条 排出

量取引)の目的は締約国が自国の約束を履行し、第2条に定められた条約の最終目標を達成することができるようにすることにある。(トーゴ)

67. まず第一に、これらのメカニズムを支持する特定のキーワードに付与される意味について合意しなければならない。そのようなキーワードは衡平性[equity]、透明性[transparency]、補完性[supplementarity]、技術移転[technology transfer]などであるが、あらゆる曖昧性を除去し、交渉における相互理解の雰囲気を醸成し、交渉の迅速な進展を促進するためには、これらのキーワードに関する明確な定義が必要である。(トーゴ)

68. これらの概念を附属書I締約国及び非附属書I締約国が異なって理解しているという事態が交渉において生じている。(トーゴ)

69. 我々の考えでは柔軟性メカニズムは個別にではなく、一括して取り扱うべきである。明白なことは、すべての国が参加できる排出量取引の単一市場のグローバル・アプローチにおいては、解決すべき技術的問題の順序が修正されるということである。すべての排出クレジット取引メカニズムには同じ種類の賦課金が課されなければならない。(トーゴ)

70. 「ブエノスアイレス行動計画」は多くの重要な問題点を取り上げているが、メカニズムに関する分析・検討は個別にではなく一括して進めるべきである。(トーゴ)

71. 気候変動問題はグローバルな問題であり、責任は共通であるが責任には差異があるという事実が意味していることは、非附属書Iの締約国が自らのCDMのみを討議するのではないということであり、また附属書Iの締約国は協力して他のメカニズム(共同実施活動、排出量取引)の内容を検討すべきであるということである。(トーゴ)

72. トーゴの考えでは、排出量取引の世界市場はすべての国に関連しており、ま

た、京都議定書の柔軟性メカニズムは決して気候変動問題の解決策であることを意味するものでない。 (トーゴ)

73. 柔軟性メカニズムの有効性は、条約および議定書に基づく約束を履行するために必要な国内のすべての政策及び措置を実施するとする附属書 I 締約国の約束に依存している。ブエノスアイレス行動計画は、議定書第 3 条 2 に定められた進捗状況を証明する手段については何も定めていない。したがって、これらの指標を 2000 年までに検討しなければならない。 (トーゴ)

74. それぞれの柔軟性メカニズムは市場原理、すなわち排出権の現金取引 [trading emission rights for cash] に依存している。柔軟性メカニズムの成功の成否は配分規則の作成 [drawing up of rules of allocation] に依存しており、そのような規則は、衡平性 [equity] と透明性 [transparency] を確保するために、地球上の個人はすべて平等であるという原則に基づいて作成されなければならない。その場合、個人が附属書 I 国の個人であると否とを問わない。 (トーゴ)

75. ウガンダの考えでは、柔軟性メカニズムの設計 [design] は、衡平性 [equity] と透明性 [transparency] の問題を勘案して、グローバルな多大な環境利益および持続可能な開発という原則に基づいて行われるべきである。また、三つの柔軟性メカニズムの設計においては、柔軟性メカニズムの成功を確保し、グローバルな環境利益をもたらすために、簡素、透明性 [transparency]、適用しやすい手続きなどを検討しなければならない。 (ウガンダ)

76. CDM は、様々な方式、すなわち多国間、二国間、基金などの方式で運営されるものとする。CDM が採用する方式の如何にかかわらず、クレジットの信頼性と質を確保するために、可能な場合、他の柔軟性メカニズムにも同じ規則、手続き、原則が適用されなければならない。 (ウガンダ)

77. CDM の設計および他の二つの柔軟性メカニズムの実施方法は現在のすべて

の個人と将来の世代に対する公正さを確保するために、衡平性[equity]の原則に基づいて策定されなければならない。現在の世代は将来の世代の権利を奪い続けるものであってはならない。現在の世代と将来の世代の間の不均衡に取り組まなければならない。環境的及び社会的な不均衡に取り組むことも同様に非常に重要である。現在の不均衡に取り組む試みにおいては、柔軟性メカニズムに基づく資金の衡平な分配を確保するために、衡平性[equity]の原則が適用されなければならない。以下について正当に配慮されるべきである：

- (a) 世代間および世代内の問題
- (b) 北対北の問題
- (c) 南北問題
- (d) 南対南の問題
- (e) サブ地域内問題

衡平性[equity]の原則を適用できるのは、三つの柔軟性メカニズムを実施するプロセスが民間部門を含むすべての締約国および関係締約国に対して透明である場合だけである。ゲームのルールは簡潔かつ明確な文言で議論される必要がある。発展途上締約国、とりわけアフリカの締約国は、国内レベルで透明かつ簡潔な規則を策定するための能力開発に対し支援が必要である。 **(ウガンダ)**

78. 費用効果性の原則は先進締約国の観点から検討するのではなく、全体的観点から検討すべきである。市場の力が完全でないため、費用効果性を市場の力に委ねると、費用効果が投資家側に片寄ることになる。発展途上締約国の見解を受け入れるためには、いわゆる市場の力を規制しなければならない。このためには柔軟性メカニズムを実施するための方法及び手続きの策定において透明性[transparency]が求められる。 **(ウガンダ)**

79. 京都議定書の柔軟性メカニズムの設置には、締約国の義務の履行および国内活動の有効性の改善について締約国の協力を深めることが前提条件となる。そのような協力を促進するためには、パートナーシップ、国内の環境的及び経済的問題の理解、無差別などが必要である。また、そのような協力は供与国政府及び政府・投資家の参加によって強化される。 **(ウズベキスタン)**

80. これらのメカニズムは簡潔かつ効果的で、明確な規則を指針とすべきである。このような規則は信頼性があり、合意されたものでなければならない。これらのメカニズムに関する文書におけるいかなる規定も条約に基づく附属書 I 締約国の責任及び義務を縮小または損なうものであってはならない。 (ウズベキスタン)

81. 三つのメカニズムに関する活動に参加する政府、政府機関、関係投資家のために、また、政府および民間部門からの追加の資金供与[financing]のために、当該政府、政府機関、関係投資家の信用を保証するため、三つのすべてのメカニズムの枠組みおよび機能を明確に定めるべきである。 (ウズベキスタン)

B. COP / MOP の役割

82. グローバルな枠組みは制度の最高機関である COP / MOP によって監督される。COP / MOP を代表して執行業務を遂行する権限を付与された下部機関のメンバーは締約国の慣行によって定められた一義的な代表バランスを反映したメンバーで構成されなければならない (COP ビューローなどのように)。

(AOSIS)

83. AOSIS は、地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organization]内の締約国を含め、一部の締約国間で行われた取決めは、COP / MOP の監督に服し、かつ、COP / MOP に説明責任を負うという原則を強く支持する。 (AOSIS)

84. [...] ⁽³⁾ (欧州連合およびその加盟国ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スロベニアを代表するドイツ)

⁽³⁾テキストはのちに提供される。

85. 議定書締約国会合としての役割を果たす締約国会議、科学上及び技術上の助言に関する補助機関[Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice]、実施に関する補助機関[Subsidiary Body for Implementation]などの役割について。COPは一般方針、手続き、方法及びERUの追跡メカニズムを定めるべきである。また、COPは審査機能を持ち、方針、手続き、方法論などの変更を承認するものとする。 (南アフリカ)

C. 締約国

86. AOSISの考えでは、各メカニズムに参加する前提条件として、その能力を証明しなければならず、また、そのような能力を開発するためのコストを賄うための資金を適格締約国に提供すべきである。 (AOSIS)

87. 第6条1(b)の定めによると、「いかなる事業も発生源による排出の削減または吸収源による除去の増加をもたらすものであり、この削減または増加は当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものでなければならない」。第6条1(b)については、以下の状況が生じる可能性を勘案し、指針をさらに精緻にしなければならない:

- (a) 移転を行う締約国[transferring Party]が第5条および7条に基づく義務を履行している場合。
- (b) 移転を行う締約国[transferring Party]が第5条または7条に基づく義務を履行していないことが判明した場合。 (オーストラリアほか)

88. 第6条に基づいて、締約国は排出削減単位を取得できるものとするが、当該締約国が第5条および7条に基づく義務を履行していない場合には、排出削減単位を取得できないものとする(第6条1(c))。 (オーストラリアほか)

89. 発展途上締約国、とりわけアフリカの発展途上締約国については、排出量の削減よりも排出量の回避[avoidance]に重点を置くべきである。第6条の目的に対し、すべての締約国は温室効果ガスの人為的な排出量の削減を促進し、また、

非附属書 I の締約国が希望する場合には各メカニズムの範囲内で持続可能な開発を促進するために排出権を利用できるようにするために排出権を持つべきである。したがって、附属書 I の締約国にとって、本条項の実施は第 3 条、5 条、7 条の履行が前提条件となることを再確認することが必要である。 (ガンビア)

90. 条約の附属書 I の締約国は以下の場合にのみ第 6 条規定されている事業から排出削減単位 (E R Us) を移転または取得する。

- (a) 京都議定書を批准している場合
- (b) C O P / M O P によって採択された履行制度に拘束されている場合
- (c) 上記の履行制度に基づく手続き及び仕組みにより共同実施への参加を排除されていない場合
- (d) 条約第 12 条に基づく約束を履行している場合 (ドイツほか)

91. 附属書 I の締約国は第 3 条に基づく排出の抑制および削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] の履行に貢献するために第 6 条に基づく事業活動から発生した排出削減単位を取得するものとするが、それは当該締約国が第 5 条および 7 条に基づく約束を履行している場合にかぎられる。 (ドイツほか)

92. 第 3 条 10 に基づいて、第 6 条の規定により特定締約国が別の締約国から取得する検証済み共同実施事業から発生した E R Us は、取得を行う締約国 [acquiring Party] の割当量 [assigned amount] に加えられる。 (ドイツほか)

93. 第 3 条 11 に基づいて、第 6 条の規定により特定締約国が別の締約国に移転する、検証済み共同実施事業から発生した E R Us は、移転を行う締約国 [transferring Party] の割当量 [assigned amount] から減ぜられる。 (ドイツほか)

94. 附属書 I の締約国は、第 7 条 1 および 7 条 2 に基づく報告に関する約束の枠組みに基づき、第 6 条に基づいて自国の事業について毎年報告書を提出する。共同実施に基づく報告は第 7 条 4 に基づいて策定される指針に従って作成される。

(ドイツほか)

95. 共同実施事業への参加締約国は、当該事業について自国の国別報告書[national communication]においても報告する。
(ドイツほか)

96. 各メカニズムが附属書 I の締約国の排出量を削減するための自主的かつ費用効果的な方法であることに鑑み、当該締約国は各メカニズムの利用によって利益を得ることができるものとするが、それは当該締約国が条約および京都議定書において定められた削減約束を履行している場合にかぎるものとする。(ペルー)

97. 検証[verification]及び監査主体は C O P / M O P により定義されるか、または、C O P / M O P の委任に基づいて定義されるものとするが、当該主体には民間部門の主体を含むものとする。
(南アフリカ)

98. C O P / M O P は競争がゆがめられる[distortion of competition]可能性を注意深く追跡し、指針の中に標準的チェック項目を定めなければならない。
(南アフリカ)

99. 第 6 条を利用するための前提条件(履行、第 5 条、7 条、8 条との関連)について。成果を測定できる基盤を確立しなければならない。インベントリーが定められ、目標が厳格に数量化されたあと、C D M は最小限の制約で利用されるべきである。国内行動に有意義な進展が見られる場合、そのような進展は必須要件として考慮されるが、注意深く決議する必要がある。問題が発見された場合、C O P / M O P は柔軟性と学習の精神でそのような問題に対処しなければならない。
(南アフリカ)

100. スイスの考えでは、京都議定書の三つのメカニズムのそれぞれに対して独立した検証/認証[validation/certification]を行う必要がある。第 6 条の規定では、各事業は、適格規準[eligibility criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを確実にするために、検証されなければならない

い。各事業によって発生した排出削減量は、それが発生した後に認証されなければならない。一般的に第12条の事業についても同じ基本的検証／認証[validation/certification]が必要である。第17条の規定では、排出インベントリー作成のための国内システムはC O P / M O Pによって決議される指針に合致していることを検証⁽⁴⁾されなければならない。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]の国内システムも、そのような取引が第17条に関する規則に基づいて定められる要件に合致していることを確実にするために検証するものとする。さらに、割当量単位[assigned amount units]の超過部分(P A A)の数量は認証され、証明書を毎年発行しなければならない(検証後の取引システム[post-verification trading system]は以下に記述)。(スイス)

101. 既存のノウハウと制度を用いて、必要な検証／認証[validation/certification]を行うために一般的に、国内の独立した「運営組織[operational entities]」(京都議定書のC D Mについての用語を借用)をC O P / M O Pが指定した既存の国内または地域の認定当局[accreditation authorities]によって認定することができる。C D Mの場合、第12条5によると、運営組織[operational entities]はC O P / M O Pによって指定されるが、この「指定」は事務的なボトルネックを回避するために国内／地域の認定当局[accreditation authorities]によって行うことができる。近く開催されるS B S T A / S B Iの会合で、この方法と他の方法について討議する必要がある。他のメカニズムについては、運営組織[operational entities]は明示的に定められてはいないが、上記提案のように、検証／認証[validation/certification]が必要な場合、そのような運営組織[operational entities]が必要である。(スイス)

⁽⁴⁾ 国内の排出インベントリー・システム／データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50～100%以上あるのが普通だからである。

102. 運営組織[operational entities]は検証または認証[validation or certification]のための一連の規約（または基準）に基づいて検証／認証[validation/certification]を行うために指定された国内／地域当局によって認定されるものとする。これらの検証／認証[validation and certification]規約はC O P / M O Pによって採択される。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織[operational entities]の認証報告書に基づいて証明書を実際に発行する業務を与えられるが、他方、この業務はC D Mに基づいて理事会が行うべきである。

（スイス）

103. システムが設けられた場合、そのシステムは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、履行のための全システムに結合される（附属書 I の締約国にのみ適用される第 8 条に基づく専門家による検討の過程[expert review process]を含む）。第 8 条 1 の審査プロセスおよび第 8 条 2 の専門家の審査は、共同実施、C D M、排出量取引に参加する附属書 I の締約国において取引を行う運営組織[operational entities]の業績を抽出監査するために利用される。しかし、第 8 条の審査は京都議定書メカニズムの検証／認証[verification/certification]プロセスに取って代えることはできない。

（スイス）

D. 法人

104. また、第 6 条によると、「附属書 I の締約国は、自己の責任において、法人[legal entities]が当該条項の規定に基づく排出削減単位の発生、移転または取得につながる行動に参加することを承認することができる」（第 6 条 3）。

（オーストラリアほか）

105. 法人[legal entities]は当該事業への参加締約国の承認を得て共同実施に参加することができる。第 6 条に基づいて生じる事業に法人[legal entities]が参加することは、京都議定書に基づく附属書 I の締約国の約束の履行に関する当該締約国の責任に悪影響を及ぼさない。

（ドイツほか）

106. [...] ⁽⁵⁾ (ドイツほか)

107. 法人[legal entity]は他の販売可能な商品と同様に E R U を取得、バンキング、売却、移転できるものとする。 (南アフリカ)

108. 法人[legal entities]の承認は個々の国内政府の裁量に委ねられ、運営組織[operational entities]として登録されなければならない。 (南アフリカ)

109. 法人[legal entities]の参加はガイドラインに定めるべきである。一般的に参加可能な法人は参加国の判断で定められるべきである。検証[verification]組織および監査[auditing]組織は C O P / M O P によって定められるか、または、C O P / M O P の委任に基づいて定められるものとし、当該組織には民間部門の組織を含むべきである。 (南アフリカ)

E. 運営組織

110. 独立組織[independent entities]が事業参加者の請求に基づいて第 6 条に基づく各事業を検証するものとする。そのような組織は共同実施事業の特定、事業開発、事業資金供与[financing]とは制度的かつ経済的に独立し、そのような活動に参加する資格を有しないものとする。 (ドイツほか)

111. 独立組織[independent entities]は適当な方法で事業の検証[validation]に関する自己の決議内容を公表しなければならない。 (ドイツほか)

112. 独立組織は、事業参加者の請求に基づき検証済み事業から発生した排出削減量を認証するものとする。独立組織は、共同実施事業の特定、事業開発、事業資金供与[financing]とは制度的かつ経済的に独立し、そのような活動に参加する資格を有しないものとする。

(ドイツほか)

⁽⁵⁾ テキストはのちに提供される。

113. 独立組織は、認証プロセスが完了したあと直ちに、自己の決議について申請者に書面で通知するものとする。
(ドイツほか)

114. 独立組織は、適当な方法で排出削減量の認証に関する自己の決議内容を公表しなければならない。
(ドイツほか)

115. [...] ⁽⁶⁾ (ドイツほか)

116. CERsおよびERUsの取引は追跡する必要がある。国際商品取引所、中央銀行その他の類似の組織はERUsおよびCERsの追跡、仲介、バンキングを行うための運営組織[operational entities]として登録されなければならない。
(南アフリカ)

F. 開始日

117. 第6条の事業の開始日について。開始日はCDMと排出量取引の双方で合致していなければならない。このことは、メカニズム全体の作業のバランスを図り、CERsとERUsの処理の整合性[consistency]を確保する上で不可欠である。
(南アフリカ)

G. 事業の適格性

118. 第6条1(a)の定めによると、「当該事業は関係締約国の承認を得ていなければならない」。
(オーストラリアほか)

119. 第6条1(b)の定めによると、「当該事業は発生源による排出の削減または吸収源による除去の強化をもたらすものであり、この削減または強化は当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものである」。
(オーストラリアほか)

⁽⁶⁾ テキストはあとで提供される。

120. 第6条1(b)については、以下の状況が生じる可能性を勘案し、指針をさらに精緻にしなければならない:

- (a) 移転を行う締約国[transferring Party]が第5条および7条に基づく義務を履行している場合。
- (b) 移転を行う締約国[transferring Party]が第5条または7条に基づく義務を履行していないことが判明した場合。 (オーストラリアほか)

121. 検証[validation]は、第6条に基づく特定事業が京都議定書および条約における共同実施に関する指針に定められた要件を満たしていることを確認するために事業参加者の請求に基づいて独立組織によって実施されることが義務づけられている評価である。事業は発生した排出削減量が認証される前に検証されなければならない。 (ドイツほか)

122. 独立組織[independent entities]は、事業参加者の請求に基づいて第6条に基づく事業を検証するものとする。当該組織は共同実施事業の特定、事業開発、事業資金供与[financing]とは制度的かつ経済的に独立し、そのような活動に参加する資格を有しないものとする。 (ドイツほか)

123. 事業は以下の要件のすべてを満たした場合にのみ検証されるものとする:

- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ている。
- (b) 当該事業に参加している法人[legal entities]は、すべて上記パラグラフ104に基づいて共同実施に参加する資格を有することを証明している。
- (c) 事業参加者は、(さらに精緻化される)ベースラインに関する附属書に基づいて独立組織にベースラインの測定値を提供している。当該事業の環境への追加性[environmental additionality]はこのベースラインに基づいて算定される。当該事業の排出削減量が実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な数量であること、また、事業によって発生した排出量は当該事業がなければ発生した筈の排出量より少なくなることなどが証明されなければならない。後者の排出量が当該事業のベースラインであり、それらはベースラインに関する附属書に定め

られたガイダンスに沿って決められるものとする。

- (d) 事業参加者が（さらに精緻化される）モニタリングに関する附属書に定められたガイダンスに基づいて当該事業の正確で、体系的で、定期的なモニタリングの手続きについて独立組織に情報を提供している。
- (e) 独立組織が適当な方法で事業の検証[validation]に関する自己の決議内容を公表している。 （ドイツほか）

124. ベースライン設定の土台として当該地域に適用される技術タイプ[Technology type]の平均値を用いることにより、ベースライン算定のための地域的差異を検討することが重要である。 （ペルー）

125. CDMおよび共同実施のための地域的平均値を計算する際に、条約の附属書 締約国は、そのような計算から除外される。 （ペルー）

126. CO₂換算メートルトン削減量を決定するために、地域の平均的排出量を上記の事業で使用された技術による排出量[project technology emission]と比較しなければならない。 （ペルー）

127. 共同実施の場合の排出削減単位(ERUs) またはCDMの場合の認証排出削減量(CERs)の算出の手続きは以下の通りである：

- (a) 事業の排出量とOECDの平均値の間の差は、適切な方法で、附属書I 締約国のためにERUsまたはCERsに転換される。
- (b) 投資国に割当てられなかったCO₂換算メートルトン削減量は、事業が実施された国における将来のオプション・システムの一部を形成する。

仮説的ケース

ペルーにおける発電所の燃料転換

ラテンアメリカの平均値	OECD平均値	CDM / JI事業	クレジット
550	450	400	450 - 400 = 50

控除されるが、附属書 I の締約国に割り当てられない 100 単位は受入れ国によってバンキングされる。

(ペルー)

128. 事業に参加している締約国による承認プロセスについて。このプロセスは参加国の内部規定によって定められた二国間プロセスであるべきである。

(南アフリカ)

129. ベースラインの決議は事業認証に関連する重要な問題であり、この問題が困難な問題であることに鑑み、ベースラインの決議は別途取り扱うべきである。

(南アフリカ)

130. ベースラインは国別報告書[national communication]に基づいて国レベル[national level]で定められるべきであり、その上で、事業別に定める必要がある。ベースラインの方法は簡単かつ機械的な方法であるべきであり、I P C C によって決議される必要がある。通常、ベースラインは事業を行った場合と行わなかった場合の排出量の差として定義づけられ、排出量は I P C C の標準的方法で計算される。

(南アフリカ)

131. 追加性[additionality]の評価について。事業別の評価について。排出削減量はベースラインと対比して定めなければならない。

(南アフリカ)

132. 第 6 条の決議に基づく実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な環境利益について。環境への追加性[environmental additionality]は事業構造の中で検討すべきであるが、そのような追加性[additionality]のために特定の対策は必要ない。

(南アフリカ)

133. 追加性[additionality]は国別報告書に示された意図を反映して定めることができる。

(南アフリカ)

134. 環境への追加性について。

- (a) CDMおよび共同実施(JI)の事業により、具体的かつ検証可能で、認証可能な温室効果ガス(GHG)の削減、回避[avoidance]、吸収がもたらされる。
- (b) 附属書Iの締約国は現行の事業をCDM/JI事業に転換してはならない。
- (c) 排出量取引から生じた資金はGHG排出量を緩和して地球の環境利益を守るために受入国によって使用される。 (ウガンダ)

H. 吸収

135. 第3条3および3条4の方法論に関する作業の成果について。土地利用/森林業/吸収源の問題を明確にし、そのような問題をCDMの指針・手続きに盛り込む必要がある。吸収源の数量化に関する厳しい方法およびそれぞれの期限が定められることを条件に、吸収源を含めることを支持する。 (南アフリカ)

I. 技術移転

136. モーリシャスの考えでは、将来のGHG削減において、(すべての締約国の)民間部門の間で資金・技術を移転する上でメカニズムは重要な役割を果たす。 (モーリシャス)

J. 事業のモニタリング

137. 事業参加者はモニタリングに関する附属書に定められたガイダンスに従った事業の正確かつ体系的で、定期的なモニタリングの手続きについて独立組織に情報を提供する。 (ドイツほか)

138. 申請者は、以下の場合、モニターした必要なデータを提出する:

- (a) 事業の発生源から追加の排出削減量をもたらされた場合、または事業によって吸収源による除去がさらに強化された場合
- (b) これらの排出削減量または吸収源による除去の強化が実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]なものである場合

(ドイツほか)

139. モニタリングは決議された基準・方法と対比して、標準的慣行に基づいて実施されるものとする。 (南アフリカ)

K. 排出削減単位の定義(E R U)

140. A O S I S は、議定書メカニズムに関して策定された方法、規則、指針の目的は、その第一の目的として、附属書Bに定められた包括的な排出削減義務が損なわれないようにすることにあることを繰り返し強調してきた。そのためには、議定書メカニズムによって交換可能なものとして部分割当量[assigned amount] (P A A)、排出削減単位 (E R U s)、認証排出削減量 (C E R s) の質についての有効な等価性を確保する規則を定めなければならない。 (A O S I S)

141. A O S I S の考えでは、京都議定書で合意された約束の環境への有効性を維持するためには、締約国は、関連する排出削減量が水準および調整された基準に適合している場合にのみ部分割当量[assigned amount]を交換できるものとするべきである。この制度に持ち込まれる P A A、C E R、E R U は排出量の大きさ、日付、発行国を明確にする必要がある。取引される割当量または相殺量の価値は、その国における割当量または相殺量を提示した排出削減量が真正であることを証明する発行者の能力に依存すべきである。 (A O S I S)

142. 排出削減単位は二酸化炭素相当の1メートルトンの単位で表記されるものとする(決議2/CP.3または第5条に基づいて以後に行われた改訂に定められた地球温暖化係数を使って計算される)。 (オーストラリアほか)

143. 各排出削減単位は発行国、発行時期、事業の識別などを含めた一意のシリアル番号によって特定されるものとする。 (オーストラリアほか)

144. 事業立地に位置する締約国は、排出削減単位を発行し、事業に参加する締約国および/または法人[legal entities]に移転する。排出削減単位は、事業参加者の合意にしたがって事業参加者の間で分配されるものとする。

(オーストラリアほか)

145. 第3条10および3条11に [一部強調文字]付加;

第6条または第17条の規定に基づいて特定締約国が別の締約国から取得する**排出削減単位**または割当量[assigned amount]の部分は取得を行う締約国[acquiring Party]の割当量[assigned amount]に追加されるものとする。

第6条または第17条の規定に基づいて特定締約国が別の締約国に移転する**排出削減単位**または割当量[assigned amount]の部分は移転を行う締約国[transferring Party]の割当量[assigned amount]から控除されるものとする。

(オーストラリアほか)

146. 京都議定書の三つのメカニズムの間の「代替可能性[fungibility]」という概念はまったく受け入れられない。 (中国)

147. 認証とは、検証済み事業から生じた追加の、実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な排出削減量を事業参加者の請求に基づいて独立組織が評価する義務的評価である。認証プロセスはこれらの排出削減量の証明書の発行をもって終了する。 (ドイツほか)

148. 独立組織が事業参加者の請求に基づいて検証済み事業から生じた排出削減量を認証するものとする。独立組織は共同実施事業の特定、事業開発、事業資金供与[financing]から制度的かつ経済的に独立し、そのような活動に参加する資格を有しないものとする。 (ドイツほか)

149. 事業から生じた追加の排出削減量は上記パラグラフ121(c)に基づいて定められたベースラインに基づいて算出されるものとする。そのような削減量は、発生したあと、以下の場合にのみ認証されるものとする:

(a) 事業参加者が特定期間中に事業から生じた排出削減量の認証を申請した場合

(b) 事業が検証されており、上記パラグラフ119 に基づく要件を継続して満た

している場合

- (c) すべての関係締約国が上記パラグラフ90に基づいて共同実施に参加する資格を有している場合
- (d) 事業の発生源から追加の排出削減がもたらされ、または、吸収源による除去の強化がもたらされたことをモニターして証明された必要なデータを申請者が提出した場合
- (e) これらの排出削減量または吸収源による除去の強化が実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]なものである場合

(ドイツほか)

150. 排出削減量は排出削減単位 (E R U s) で表記するものとする。1 E R U は決議2/CP.3または第5条3に基づき、以後に行われた改訂に定められた地球温暖化係数を使って計算されるCO₂相当の1メートルトンに等しいものとする。

(ドイツほか)

151. 発行された証明書には以下の情報およびデータが示されているものとする：

- (a) 事業および事業参加者で、関係する締約国も含める。
- (b) 事業から発生した排出削減単位の数およびそのシリアル番号 (ドイツほか)

152. 各 E R U は事業、発行国、認証年度、認証独立組織を示す一意のシリアル番号を持つものとする。

(ドイツほか)

153. 独立組織は、認証プロセスが完了したあと直ちに、組織の決議について申請者に書面で通知する。

(ドイツほか)

154. 独立組織は、適当な方法で排出削減量の認証に関する自己の決議内容を公表する。

(ドイツほか)

155. C E R s は、時間の関数として、事業の特定ベースラインに基づいて達成された、検証された排出削減量として定めることができる。また、C E R には、例

例えば、yyy年間に於いて年間xxxトンのCO₂相当量 / aaa年間に於いてzzzトンのCO₂相当量というように、長期間にわたる可変排出削減量を含めることができるものとする。 (南アフリカ)

156. CERsはCDM事業からのみ発生する。CERsは排出削減単位と同様に扱う必要がある。法人または個人が京都議定書に基づいて定められた目標など、排出削減目標に基づいてCERを申請する場合には、CERsがERUsとなることも考えられる。 (南アフリカ)

157. CERsとERUsの取引は双方とも、例えば、各政府の選択によって、特定CDM機関、国内の中央銀行、またはその他の機関によって追跡される必要がある。 (南アフリカ)

158. 尺度は等価でなければならないことは明白であり、メカニズム全体の互換性[interchangeability across mechanisms]は、境界条件を超えないかぎり、支持することができる。共同実施事業とは異なり、CERsの転換または排出量取引によって入手されるERUsのCERsへの転換など、メカニズム全体の交換規準を定めなければならない。 (南アフリカ)

L. 達成削減量の検証

159. 参加者は、割当量または相殺量が割当量[assigned amount]に追加、または、割当量から控除される前に、割当量または相殺量が真正であることを証明できなければならない。 (AOSIS)

160. AOSISの考えでは、報告、モニタリング、検証[verification]に関する議定書に基づくメカニズムの効果的な運営と手続きは相互に分かちがたく関連していなければならない。特定締約国において発生した排出削減単位が別の締約国に割当られた数量の部分と相殺される前に、検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に関する第4条、6条、12条、17条に基づいて採択された

規則に基づき、双方の締約国が実施する法的メカニズムが有効であることを示さなければならない。 (A O S I S)

161. 検証[verification]、報告、不履行[non-compliance]、説明責任[accountability]に関する規則は国内レベルで参加国間で調整されるか、または同じような「効力」を有する地域的もしくは国際的規則の介入が必要である。さらに、二国以上の締約国の間の取決めによって割当量[assigned amount]の関連部分を共同で達成できるようにすることは、すべての締約国の共通のグローバルな利益となるため、議定書は検証[verification]、報告、説明責任[accountability]を確保するために多国間の監督について定める必要がある。 (A O S I S)

162. 事業の報告・検証[verification]は環境に対する有効性を確保する上で不可欠である。この点で、我々は以下のパラグラフ161および162において部分的な決議条文を提案しているが、指針のさらなる精緻化が必要であることに注意する必要がある。 (オーストラリアほか)

163. 第6条に基づく事業への各参加締約国は、標準フォーマットにより、とりわけ第7条に基づく以下の情報を事務局への年次報告書に明記するものとする：

- (a) 各排出削減単位、そのシリアル番号、そのような単位が移転または取得された当該締約国の登録簿(registry)などを含めた当該年度の排出削減単位の移転および取得
- (b) 当該年度に控除された排出削減単位 (シリアル番号により特定)

(オーストラリアほか)

164. 事務局に提出された情報は第8条およびその指針に基づいて審査され、事務局によって公表されるものとする。 (オーストラリアほか)

165. 欧州共同体およびその加盟国、ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スロベニアにより策定された共同実施プロセスを明らかにするために、指針に定められる条件は以下の通りである：

(ドイツほか)

166. 検証[verification]の範囲は以下の通りである：

- (a) 共同実施事業の検証[validation]：第6条に基づく特定事業は、京都議定書および条約において、共同実施に関して定められた指針を満たしている旨の評価
- (b) 排出削減量の認証：共同実施事業から発生した実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な排出削減量の数量の評価

(ドイツほか)

167. 検証[verification]および報告 COP/MOPによって策定される基準および方法に従い、通常の認証慣行に基づいて行なう。 (南アフリカ)

168. モニタリング、報告、検証[verification]に関する指針 COP/MOPによって策定される基準および方法に従い、通常の認証慣行に基づいて行なう。

(南アフリカ)

169. 報告 国別報告書に明記され、また、取引を管理する組織によって行われる。報告頻度については検討を要する。 (南アフリカ)

170. スイスの考えでは、京都議定書に基づく三つのメカニズムのそれぞれについて、独立した検証・認証[validation/certification]を行う。 (スイス)

171. 事業が適格規準[eligibility criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを示すために、各事業は第6条に基づき検証されなければならない。事業によって発生した排出削減量は、発生したあと認証される必要がある。 (スイス)

M. 排出削減量の認証

172. 欧州共同体およびその加盟国、ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ

共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スロベニアによって策定された共同実施プロセスを明らかにするために、指針に定められる条件は以下の通りである：
(ドイツほか)

173. 検証[verification]の範囲は以下の通りである：

- (a) 共同実施事業の検証[validation]：第6条に基づく特定事業は、京都議定書および条約において、共同実施に関して定められた指針を満たしているかどうかの評価
- (b) 排出削減量の認証[certification]：共同実施事業から発生した実質的、測定可能かつ長期的[real, measurable and long-term]な排出削減量の数量の評価
(ドイツほか)

174. 独立した認定および検証[verification] COP/MOPによって策定される基準および方法に基づき通常の認証慣行に基づいて行われる。(南アフリカ)

175. 排出削減量の認証 COP/MOPによって策定される基準および方法に基づき通常の認証慣行に基づいて行われる。(南アフリカ)

176. このメカニズムにおいて、運営組織[operational entities]について明示的に言及されていないが、検証/認証[validation/certification]が必要な場合、そのような組織が必要である。(スイス)

177. 運営組織[operational entities]は、検証または認証[validation or certification]にとっての一連の議定書(または基準)に基づいて、検証・認証[validation/certification]を行うために国または地域の当局によって認定されなければならない。これらの検証・認証[validation and certification]の議定書はCOP/MOPによって採択される必要がある。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織[operational entities]の認証報告書に基づいて証明書を実際に発行する業務が与えられることが考えられるが、一方この業務はCDMに基づいて理事会によって履行されることも考えられる。(スイス)

N. 登録簿

178. 締約国がそれぞれの目標を履行しているかどうかを検証するには排出削減量の発生、移転、取得を追跡することが必要である。 (オーストラリアほか)

179. 締約国は国内登録簿[national registry]を作成しなければならない。様々な京都議定書メカニズムの追跡及び報告要件[tracking and reporting requirement]を簡素化するために、締約国は一つ以上のメカニズムについて一つの登録簿[registry]の利用を選択できる。 (オーストラリアほか)

180. 第6条に基づく事業へ参加する締約国は国内登録簿[national registry]を保持するものとする。締約国の国内登録簿[national registry]には排出削減単位の保有、移転、取得に関する記録が記帳するものとする。 (オーストラリアほか)

181. 登録簿[registry]に記帳された情報は公表される。 (オーストラリアほか)

182. 二つの以上の締約国は、それぞれの登録簿[registry]が法的に区別されている場合、それらの国の登録簿[registry]を統合したシステムの中で持つことができる。 (オーストラリアほか)

183. 排出削減単位の移転および取得は、(シリアル番号で特定された)単位を移転をおこなう締約国[transferring Party]の登録簿[registry]より差し引き、取得を行う締約国[acquiring Party]の登録簿[registry]に加えることでなされる。 (オーストラリアほか)

184. 締約国が第3条1に基づく自国の目標を達成するために使用した排出削減単位は、当該締約国により控除される。その場合、この単位をさらに利用することはできない。控除されたすべての排出削減単位の記録は、締約国によりその登録簿[registry]に記帳される。 (オーストラリアほか)

185. 発行された証明書には以下の情報とデータを示すものとする:

- (a) 事業および事業参加者で、関係する締約国を含める
- (b) 事業から発生した排出削減単位の数およびそのシリアル番号

(ドイツほか)

186. 各 E R U には事業、発行国、認証年度、認証独立組織などを反映した一意のシリアル番号を付すものとする。

(ドイツほか)

187. 事務局はアクセスされた E R U s やその配分に関する登録簿[registry]を保持するものとする。C D M 機関が所有権や個々の C E R ・ E R U 取引の追跡を行う役割を果たすことができるか、そうでない場合には既存組織を利用して追跡組織を設立すべきである。取引の正当性を示せなくなるため、電子追跡システムは設けるべきである。このシステムへのアクセスは「取引」を登録する権利を有する C D M 機関を除いて制限される。

(南アフリカ)

188. 法人[legal entity]は他の販売可能な商品と同様に E R U s の取得、バンキング、売却、移転できなければならない。ある特定時期に誰が有効な E R U s を保有しているかを特定するためのメカニズムを設けることが必要であり、それによってそのようなメカニズムの成果を追跡し、京都議定書に基づく目標を含む目標を履行しているかを見極めることができる。この組織は国内の中央銀行または類似の機関とする。発展途上国については、通常、これは C D M に対してのみ適用される。しかし、先進国は第 6 条および 17 条に基づいて発生した E R U s も含めることが必要である。

(南アフリカ)

O. 国際的報告

189. [...] ⁽⁷⁾ (ドイツほか)

⁽⁷⁾ テキストはあとで提供される。

P. 共同実施活動のパイロットフェーズとの関係

190. 共同実施活動（A I J）のパイロットフェーズにおいて学んだ教訓を取り上げ、その教訓を第6条に適用される指針・手続きの根拠として利用すべきである。この条項は附属書I締約国にのみ適用されるため、プロジェクトベースでの共同実施/排出量取引メカニズムと見なすことができる。明白なことは、第17条の要件は必要に応じて第6条に適用する必要があるということである。

（南アフリカ）

191. 第6条に基づくA I J事業の適格性について。一般的に言って、これらの事業は適格性がない。しかし、審査され、ホスト国と援助国の双方が承認条件に合意すれば、適格と認められる。これらの条件の中には発生したE R Uに対するホスト国への支払いを含めることができる。

（南アフリカ）

192. 政策担当者が以下を行う場合の参考として情報を提供するために、気候保護事業を実施するための国際協力の経験を得るべくA I Jパイロットフェーズが開始された：

(i) 気候保護事業の共同実施にクレジットを与えるかどうか定める。

(ii) 共通の方法を策定する（例えば、事業の環境への追加性[environmental additionality]の決議）。

第一回締約国会議の決議は、「共同実施活動のパイロットフェーズ期間中に削減または吸収された温室効果ガスについては締約国にクレジットは発生しないものとする」としている。しかし、A I Jパイロットフェーズに基づいて実施される事業が以後共同実施またはC D M事業としての資格を得ることができるか疑問が生じる（注意すべきことは、これはパイロットフェーズ中に達成された排出削減量に対して遡及的にクレジットを供与することを意味しないということである）。この問題は京都議定書に基づくメカニズムの作業計画に示されている。（スイス）

193. スイスの考えでは、パイロットフェーズに基づくA I Jとして開始された事業が第6条または12条に基づく適格性を有する場合に生じる利益、および、特

に不利益について他の代表団と話し合いたいと考えている（そのような事業がすべての関係締約国による承認を含め、関連条項のすべての要件を満たし、共同実施またはCDMの承認が行われた時期からのみクレジットが認められるという条件で）。A I J事業が最終的には共同実施またはCDMに基づくクレジットを供与されるという見込みがなければ、民間部門は今すぐパイロット事業を実施するインセンティブを持たないことになり、したがって、ホスト国はCDMおよび/または共同実施の開始前において非常に限られた経験しか得られないという問題が生じる。京都議定書メカニズムに基づいてA I J事業は適格であることを明示的に認めることがすべての国にとって最も有益と思われる。なぜなら、A I J事業を実際に排除するための効果的規則を策定することは困難であり、そのようなシステムはすべての適格要件を満たすA I J事業を差別することになるからである。

(スイス)

Q. 賦課金[Levies]

194. 適応課金は京都議定書メカニズムに基づいて適格性を有するすべての取引に対して課されるべきであるとA O S I Sは強く確信している。共通であるが差異ある責任という原則および条約第4条4の義務は、附属書I締約国にだけ認められているこれらのメカニズムによって適用資金を創出するという責任を分かち合うための十分な根拠となる。A O S I Sの考えでは、高額な賦課金がメカニズムに対する市場の関心を鈍らせるという懸念は、市場シグナルに応じてC O P / M O Pおよび/またはCDM理事会が調整する様々な料金[charge]を設けることに合意することで解決することができる。

(A O S I S)

195. 脆弱な発展途上国を適応させるための管理費や適応費用を賄うために利用される資金を増やすために、三つの柔軟性メカニズムすべてに関連して第12条8項に定められた認証された事業活動から資金を集めれば有益かつ現実的である。後発発展途上国における適応事業のためにはCDMの能力だけでは賄えない多額の投資を必要とする。このことを念頭に置いて、適応費用および管理費用は1メカニズム当たり15%の賦課金で賄うべきである。締約国は第12条2項に定められた目標に沿った規準によって事業を起案すべきである。

(ブルキナファソ)

196. 第12条 8 項を考慮して、適応事業の資金源に以下を含めるべきである：

- (a) 適応事業の資金を賄うために、三つのメカニズム、すなわち、共同実施、C D M (第12条)、排出量取引(第17条)のそれぞれに課税する(これによって発展途上国、とりわけ、アフリカにおける持続可能な開発を促進する)。
- (b) バンカー重油に課税する。
- (c) 附属書 I 締約国の不履行[non-compliance]に罰金を課す。 (ガンビア)

197. 京都議定書のすべてのメカニズム、すなわち、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムは発展途上国の適応ニーズを満たすために取引価値の1%を提供するものとする。これらの資金はもっぱら発展途上国における気候変動の悪影響から生じる適応コストを賄い、人間生活に対する差し迫った損害(飢饉や疾病など)、援助活動(不測の規模または性質の気候現象による犠牲者の救援活動)に当てられるものとする。 (ペルー)

198. シエラレオネは、衡平な協議の場を作るために最も重要なことは、C D M だけではなく排出量取引および共同実施にも賦課し、そのような料金を適応資金に当てるべきであると考えます。この料金はC E R、E R Uまたは取引可能単位[tradable unit]として定められるの他のものを発行または取引するために生じる管理料金[administrative fee]の一部とすべきである。適応基金を設立すべきである。 (シエラレオネ)

199. 適応費用を課すための権限の欠如について。適応事業を提供するためのC D Mの体制が十分に整い、必要な資金量がすべての発展途上国のこれら事業に配分されれば、これは第6条の問題ではなくなる。 (南アフリカ)

200. トーゴの考えでは、適応資金は京都議定書に基づいて提案されているすべての柔軟性メカニズムに拡張されるべきである。 (トーゴ)

201. ウガンダの考えでは以下から適応資金を調達すべきである：

- (a) 適応コストは京都議定書の三つの柔軟性メカニズムすべてから調達する。
- (b) G H G 排出量を緩和するために附属書 I 締約国が講じる対策から生じた資金の一部を適応コストに当てる。
- (c) 不履行[non-compliance]に対する罰金
- (d) 締約国、多国間機関その他の資金源からの自主的寄付金 (ウガンダ)

R. 実施

202. 第 6 条 4 によると、「この条項に規定する要件を附属書 I 締約国が実施することに関する問題が第 8 条の関連規定に従って明らかにされる場合には、当該問題が明らかにされた後も排出削減単位の移転および取得を継続することができる。ただし、締約国は、履行問題が解決されるまで、第 3 条の規定に基づく約束を履行するために当該排出削減単位を用いてはならない」。

(オーストラリアほか)

203. 第 6 条 4 の実施に関しては、さらなる精緻化が必要である。とりわけ、「実施に際する問題」を特定し、「履行問題」を解決するための明確かつ客観的で、迅速なプロセスを構築する必要がある。

(オーストラリアほか)

S. 補完性

204. A O S I S の考えでは、附属書 I 締約国によるメカニズムの利用は自国の国内的な行動を補完[supplemental]するものでなければならない。補完性[supplementarity]に関する定量的・定性的規則および指針は第 2 条および 3 条 2 の精緻化の範囲内で策定されなければならない。附属書 I 締約国が主として自国の領土外で行なう第 3 条に基づく義務を履行することが認められる場合には、政策・措置および証明可能な進捗状況に関するこれらの拘束的約束が大きく損なわれることになる。

(A O S I S)

205. 補完性[supplementarity]に関する規則は上記条項の趣旨に基づいて策定されるべきであり、また、そのような規則は議定書に基づく報告、厳格な審査、不

履行[non-compliance]手続きなどの規定に基くべきである。国内的な行動が排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を達成するための主要な手段であることを締約国が証明しなかった場合にメカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限をそのような規則で設けるべきである。 (A O S I S)

206. しかし、A O S I Sが懸念しているのは、一部の附属書I締約国が自国の約束を達成するために京都議定書メカニズムに過度に依存し、そのために、国内的約束の履行、補完性[supplementarity]の証明、次回の交渉におけるより意欲的約束の引受けなどの面で、これら締約国悪影響を及ぼすのではないかということである。 (A O S I S)

207. 補完性[supplementarity]の原則に関しては、A O S I Sは議定書に基づいて特別な取扱いを求めている地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organization]の法的・政治的性格を個別に評価する必要があり、特に中央当局とその加盟国の間における気候関連の権限の分割について評価する必要があると考えている。 (A O S I S)

208. A O S I Sは補完性[supplementarity]の概念を強く支持し、そのような概念を定量的または定性的な点でどのように決議すべきかに関する提案を歓迎する。 (A O S I S)

209. C D Mの事業活動は、先進国が排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]の一部を達成するための国内的な行動を補完[supplemental]するものでなければならない。 (中国)

210. この原則について、京都議定書は三つのメカニズムについて明確な条項を設けている。とりわけ排出量取引についての第17条の定めによると、第3条の規定に基づき「取引は排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantifie

d emission limitation and reduction commitments]を履行するための国内的な行動を補完[supplemental]するものとする」。したがって、三つのメカニズムから取得された海外の総相殺量について具体的に定量的・定性的な上限を定めなければならない(COP決議7/CP/4(FCCC/CP/1998/16/Add.1)の附属書「作業計画」に定められた第12条に基づく要素9、一般規定に基づく要素19、第6条に基づく要素6、第17条に基づく要素8参照)。(中国)

211. [...] ⁽⁸⁾ (ドイツほか)

212. いかなる場合にも、附属書I締約国は他の国において提供された施設を利用するだけで京都議定書に基づく義務を履行したものと認められるべきではない。附属書I締約国による柔軟性メカニズムの利用は国内的な行動を補完[supplemental]するものとし位置づけられている。(モーリシャス)

213. 附属書B締約国によるメカニズムの利用は自国の国内的な行動を補完[supplemental]するものである。(シオレラレオネ)

⁽⁸⁾ テキストはあとで提供される。

214. 国内的な行動に対する補完性[supplementarity]について（衡平な規準に基づき定量的・定性的用語で定義された具体的上限）。メカニズムは国内的な行動の補完[supplemental]であるものとする。しかし、この補完性[supplementarity]の程度はメカニズムに付けられる条件次第である。発展途上国が長期的利用のためにクレジットおよび活動をバンキングできる場合、メカニズムの利用の程度を拡大することができる。そのようなバンキングができない場合、大部分の利益は先進国に行くため、メカニズムの利用を制約しなければならない。第3条の約束が国内的な行動によって履行される程度に関する問題は柔軟に検討されるべきである。そうすれば、約束の履行のために、国内的な行動を含む、あらゆる利用可能なメカニズムを最も効率的に利用できる。衡平性[equity]の問題はここで同じように検討されなければならない。しかし、様々なメカニズムに柔軟を持たせることについては、考慮が必要である。特に時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコスト構造によって新たなチャンスが生まれる。したがって、これらの配分を改訂する手段を定めなければならない。これはクレジットの価値が同じ場合にのみ可能である。CDMの場合、メカニズム自体が適用費用に相応する価値を生み出す仕組みになっており、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値より下回らない。

（南アフリカ）

215. 「国内的な行動に対する補完[supplemental]」を精緻化するすための権限の欠如、すなわち、精緻化することの不適切性について。特に経済移行国においては、長期的な高コストと引換えに短期的なチャンスを利用することを回避するために国内的な行動を含めることが望ましい。

（南アフリカ）

216. ウガンダは後発発展途上国であり、気候変動の悪影響に対して最も脆弱な国の一つである。したがって、条約および議定書に基づく温室効果ガスの削減は主として附属書I締約国の領土内において実施されなければならないとウガンダは強く確信している。この点について、GHGの削減または回避[avoidance]をもたらす海外活動は補完的[supplemental]でなければならない。国内の削減量および海外の削減量や回避量は数量化する必要がある。また、海外の削減、回避[avoidance]、吸収から生じるクレジットの質にしかるべき注意を払う必要がある。

数量化に関する討議は柔軟性メカニズムの設計に関する討議と平行して進めるべきである。
(ウガンダ)

T. 履行に関する問題

217. 補完性[supplementarity]に関する規則は第2条および3条の趣旨に基づいて策定され、また、そのような規則は議定書に基づく報告、厳格な審査、不履行[non-compliance]手続きなどの規定に基づいて策定されるべきである。国内的な行動が排出の抑制および削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を達成するための主要な手段であることを締約国が証明しなかった場合、メカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限を同規則に付与すべきである。
(AOSIS)

218. AOSISは、第18条に基づいて「不履行[non-compliance]の原因、種類、程度、頻度を勘案し、それによって生じた結果に関する文書を作成することを含め、本議定書の条項の不履行[non-compliance]のケースを決議し、そのようなケースに対処するために必要かつ効果的な手続きおよびメカニズムを定める」ことを強く支持する。これらの結果の中に、不履行[non-compliance]の締約国がメカニズムに参加することによる利益を停止する権限を含めるべきである。

(AOSIS)

219. AOSISは、排出削減量の費用効果的手段の提供、資金・技術の移転の促進、温室効果ガス排出量削減事業への民間部門・発展途上国の参加などによる履行の促進の面でメカニズムは中核的役割を担うことができると考えている。

(AOSIS)

220. 締約国がメカニズムに参加する利益を取得するための前提条件として、締約国が議定書の義務を履行していることを証明することとすれば、それは強力なインセンティブとなると考えられる。
(AOSIS)

221. 約束期間終了後の短期間に、締約国は、例えば、割当量単位を取得して、

超過排出量を是正することが想定される。問題は、締約国がそのような短期間の間に、以前の約束期間の排出割当量を超過した以後の約束期間における第17条に基づく排出量取引に参加する資格を維持できるかどうかということである。

(オーストラリアほか)

222. これらの約束期間終了時の問題については、全般的な不履行[non-compliance]制度に関する討議を考慮しつつ、さらに検討する必要がある。

(オーストラリアほか)

223. 履行関連の問題について。これらはすべてのメカニズムについて同じであり、排出削減量の数量化、クレジットの有効期間、所有権・取引・バンキング、目標と対比したクレジットの利用などの問題が含まれる。

(南アフリカ)

224. 不履行[non-compliance]の結果は第18条に基づいて定められる手続きおよびメカニズムに基づいて対処する。

(南アフリカ)

225. 第5条および7条の履行に関する評価プロセスは第18条に基づいて定められる手続きおよびメカニズムに沿って実施される。

(南アフリカ)

226. 京都議定書の三つのメカニズムのそれぞれに対して独立した検証・認証[validation/certification]を行う必要がある。第6条に基づき、事業が事業適格規準[project eligibility criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを確認するために、当該事業を検証しなければならない。排出削減量は、事業によって発生したあとで認証されなければならない。同様の基本的検証・認証[validation/certification]が、一般的に第12条の事業についてもあてはまる。第17条に基づいて、排出インベントリー作成のための国内システムについては、COP/MOPによって定められる指針に合致しているかを検証⁽⁹⁾する必要がある。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]のための国内システムについても、そのような取引が第17条の規則に

基づいて定められる要件に合致しているかを確認するために検証しなければならない。さらに、部分割当量単位（PAA）を超過した量を毎年認証し、証明書を毎年発行しなければならない（検証後の取引システム[post-verification trading system]は以下に記述）。（スイス）

227. 既存のノウハウと制度を踏まえて、一般的に、COP/MOPが指定した既存の国内または地域の認定当局[accreditation authorities]による必要な検証・認証[validations/certifications]を行うために、国内の独立した「運営組織[operational entities]」（CDMについては京都議定書の用語を借用）が認定されなければならない。CDMの場合、第12条5によると、運営組織[operational entities]はCOP/MOPによって指定されるが、この「指定」は運営上のボトルネックを回避するために国内/地域の認定当局[accreditation authorities]によって行われるであろう。我々は近く開催されるSBSTA/SBIの会合で、この方法と他の方法について討議することを歓迎する。他のメカニズムについては、明示的には定められてはいないものの、上記で提案したのように、検証・認証[validation/certification]が必要な場合、運営組織[operational entities]が必要となる。（スイス）

228. 運営組織[operational entities]は、検証または認証[validation or certification]のための一連の議定書（または基準）に基づいて検証・認証[validation/certification]を行うために指定された国内/地域当局によって認定されなければならない。これらの検証・認証[validation and certification]議定書はCOP/MOPによって採択される。排出量取引および共同実施の場合、事務局に運営組織[operational entities]の認証報告書に基づいて証明書を実際に発行する業務が付与されるか、または、この業務はCDMに基づいて理事会[executive board]によって履行されるべきである。（スイス）

⁽⁹⁾ 国内の排出インベントリー・システム/データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50-100%以上あるのが普通だからである。

229. そのようなシステムが設けられた場合、それは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、履行のための全システムに結合される（附属書 I 締約国にのみ適用される第 8 条に基づく専門家による検査の過程[expert review process]を含む）。第 8 条 1 の審査プロセスおよび第 8 条 2 の専門家による検討[expert review] は共同実施、C D M、排出量取引に参加する附属書 I 締約国において活動する運営組織[operational entities]の業績をスポット・チェックするために利用されるべきである。しかし、第 8 条の審査は京都議定書メカニズムの検証・認証[verification/certification]プロセスに取って代わることはできない。（スイス）

U. 定期的見直し

230. C O P / M O P は共同実施に関する我々の提出文書で述べたように共同実施を規定する指針を見直すものとする。最初の見直しは2012年以前に行うものとする。その後の見直しは以後定期的に行なうものとする。（ドイツほか）

231. これらの指針の改訂は指針の採択の時期以後の約束時期に行われるものとする。（ドイツほか）

232. 専門家による検討班[expert review team]による第 6 条の実施の見直しに対する指針について。国別報告書に適用されるものと同じプロセスが利用されるべきである。（南アフリカ）

233. 第 8 条 4 に沿って第 6 条を見直すためのプロセスについては、国別報告書の審査と同じプロセスが適用されるべきである。（南アフリカ）

V. 能力開発

234. 京都議定書のいずれかのメカニズムに参加するためには、「移転を行う国」および「取得を行う国」、とりわけ発展途上国および後発発展途上国にとってかなりの能力を要求される。A I J パイロットフェーズおよび類似の「メカニズム」の国内利用による経験の示すところでは、排出削減量を取得または移転すること

を希望する国では、排出量のモニタリング、報告、検証のための高度な方法が必要である。

(A O S I S)

235. A O S I S の考えでは、メカニズム参加の前提条件として、この能力の存在の証明が必要であり、そのような能力開発のコストを賄うために適格締約国に資金を提供すべきである。

(A O S I S)

236. さらに、A O S I S の考えでは、発展途上国が C D M に参加できるようにするために、これらの国に必要な能力開発を援助する特定メカニズムを設ける必要がある。そのようなメカニズムは京都議定書メカニズムの実施に十分先立って設ける必要がある。

(A O S I S)